

別紙

諮問第1019号

答 申

1 審査会の結論

「犯罪事件受理簿のうち、適用除外とした部分」に記録されている個人情報について、開示請求を却下した処分は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年東京都条例第130号）附則3条3項の規定によりなお従前の例によるものとされる同条例附則2条1号の規定による廃止前の東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下、単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「私が令和〇年〇月〇日に〇〇警察署刑事組織犯罪対策課に被害届を提出した際の犯罪事件受理簿」に記録されている個人情報（以下「本件請求個人情報」という。）の開示請求に対し、警視総監が令和4年11月22日付けで行った別表に掲げる本件却下処分について、その取消しを求めるというものである。

3 本件審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件却下処分は、適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求は、令和5年3月29日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和6年6月27日に実施機関から理由説明書を收受し、同年7月31日（第183回第三部会）から同年11月18日（第186回第三部会）まで、4回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明

書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 犯罪事件受理簿について

犯罪事件受理簿は、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）62条において「犯罪事件を受理したときは、警察庁長官が定める様式の犯罪事件受理簿に登載しなければならない。」と定められ、警察官が犯罪事件を受理した際、特定の事件ごとに犯罪捜査の端緒、罪名、被害者の氏名、被害の程度等を記載し、その後の捜査の進展により被疑者の氏名、送致（付）先、逮捕月日、逮捕警察署等を書き加えることによって捜査の進捗状況を明らかにしていくものである。

イ 本件却下処分について

本件請求個人情報、審査請求人が特定事件の被害者として〇〇警察署に被害届を提出した際に作成された犯罪事件受理簿に記録されている個人情報である。

実施機関は、本件請求個人情報のうち適用除外とした部分は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号（デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）50条により改正されたもの）。以下「法」という。）122条1項に規定する「刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）」に該当し、条例30条の2において、条例第5章（保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求等）の規定は適用しないこととされている個人情報であるとして、本件却下処分を行った。

なお、実施機関は、本件請求個人情報のうち、適用除外とした部分を除いた部分について、別表に掲げる本件一部開示決定を行っているが、当該決定に関しては、審査請求はなされていない。

ウ 本件却下処分の妥当性について

審査請求人は、自身は特定事件の被害者であって、「当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者」に当たらず、

本件却下処分に係る保有個人情報、法122条1項に規定する保有個人情報に当たらない旨主張することから、審査会は、実施機関が行った本件却下処分の妥当性について検討する。

(ア) 本件却下処分に係る条例30条の2の適用除外について

本件却下処分の根拠規定とされる条例30条の2は、法律の規定により法第5章第4節（開示、訂正及び利用停止）の規定を適用しないとされている個人情報については、条例第5章の規定は適用しない旨を定めている。

また、法122条1項は、刑事事件に係る検察官、検察事務官又は司法警察職員が行う処分等に係る保有個人情報について、法第5章第4節の規定は適用しないと規定している。

したがって、法122条1項に規定する保有個人情報は、条例30条の2に基づき、条例第5章の規定は適用しないとされている。

(イ) 「司法警察職員が行う処分」の該当性について

審査会が検討したところ、法122条1項に定める「司法警察職員が行う処分」とは、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）189条に定める司法警察職員が職務として行う犯人及び証拠の捜査に係る処分を指すと解される。この点について通常、被害者から被害届を受理した場合には、被害届に基づき捜査を開始することとなり、被疑者が判明した場合は、取調べ等を実施し、捜査を遂げた後に検察庁に送致することになる。そして、本件請求個人情報のうち、適用除外とされた部分は、犯罪捜査の端緒、被疑者の氏名、送致（付）、逮捕等に関する情報が記載される欄に記録される保有個人情報であり、これらの情報は法令等の規定に基づく捜査活動における司法警察職員が行う処分に係る情報と認められる。

また、審査請求人が主張する法122条1項括弧書きの「当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るもの」については、条文の文言上、開示請求者が誰であるのかによって適用除外の有無を区別する規定ではないと解され、これらの保有個人情報については、被害者からの請求であっても開示請求等の規定は適用されない。

以上のことから、本件請求個人情報のうち、適用除外とした部分は条例30条の2において開示請求等の規定を適用しないこととされている個人情報であるとして実施機関が却下した処分は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等において種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

高世 三郎、北原 一夫、徳本 広孝、峰 ひろみ

別表

本件却下処分		
請求に係る保有個人情報の内容	却下の理由	
<p>犯罪事件受理簿（警視庁〇〇警察署、受理番号 第〇－〇号、受理年月日 令和〇年〇月〇日）に記録されている個人情報のうち、適用除外とした部分</p>	<p>本件開示請求に係る保有個人情報は、法122条1項に規定する「刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更正緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更正緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）」に該当し、条例30条の2において、同条例第5章（保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求等）の規定は適用しないこととされている個人情報であるため、本件開示請求に係る保有個人情報の請求を却下します。</p>	
本件一部開示決定（諮問対象外）		
請求に係る保有個人情報の内容	非開示部分	根拠規定
<p>犯罪事件受理簿（警視庁〇〇警察署、受理番号 第〇－〇号、受理年月日 令和〇年〇月〇日）に記録されている個人情報のうち、適用除外を除いた部分</p>	<p>警察職員の氏名</p>	<p>条例16条2号 条例16条4号</p>